

令和7年度奄美群島国立公園奄美大島地域におけるインタープリテーション全体計画検討
業務に係る仕様書

1. 件名

令和7年度奄美群島国立公園奄美大島地域におけるインタープリテーション全体計画
検討業務

2. 業務の目的

環境省では、日本の国立公園のブランド力を高め、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現することで、国立公園の保護と利用の好循環により優れた自然を守りつつ地域活性化を図るため、「国立公園満喫プロジェクト」を推進している

令和5年度には、国立公園のブランディングを更に強化するため、国立公園が来訪者・地域に約束することとして「国立公園のブランドプロミス」を決定・公表した。ブランドプロミスを実現するためには、各国立公園ならではの多様な自然風景と生活・文化・歴史が織り成す「ストーリー」を明らかにし、それを地域の関係者が共有し、来訪者に伝える感動体験の提供を推進する必要がある。

本業務は、奄美群島国立公園奄美大島地域において、観光資源等の抽出・分析、関係者へのヒアリング、意見交換会を行い、奄美大島ならではの魅力や価値とそれを伝えるストーリー等を明らかにし、国立公園の保全や利用にかかわる地域関係者との共通理解を得ることのできるストーリーブックを作成することを目的とするものである。

3. 業務の内容

(1) 打合せ及び業務スケジュール案の作成

本業務の実施にあたっては、奄美群島国立公園管理事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）と行うこと。（8回程度、各2時間想定）打合せはオンラインでの実施を想定しているが、対面での実施も可とする。併せて、初回打合せ時に、業務全体のスケジュール案を環境省担当官に提出して承認を得ること。また、打合せ結果については、終了後1週間以内に打合せ記録を作成し環境省担当官の確認を得ること。

(2) 観光資源等のとりまとめ

過年度の奄美群島国立公園に係る環境省業務報告書（環境省担当官から貸与）や、世界自然遺産及び奄美群島エコツーリズムに関連する資料・文献等に基づき、奄美群島国立公園（その周辺域を含む。以下同じ）における特徴的な観光資源を抽出し、「自然」「文化」「暮らし」「アクティビティ」等の項目に整理し、まとめる。対象とする資料・文献等は以下のものを想定する。

(想定する資料)

- ・世界自然遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島（仮訳） <https://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/world-natural-heritage/plan/pdf/a-1-j.pdf>
- ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画 <https://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/world-natural-heritage/plan/pdf/b-1-j.pdf>
- ・奄美群島エコツーリズム推進全体構想 <https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/tryecotourism/certification/amami/kousou/images/document/kousou.pdf>
- ・奄美群島の体験プログラム：あまみシマ博覧会 <https://www.amami-shimahaku.com/>
- ・令和5年度国立公園コンテンツガイドラインに基づくモデルコース作成及び高付加価値コンテンツ伴走支援等業務におけるモデルコース作成並びにモニターツアー報告書
- ・令和6年度奄美大島におけるブランディング・プロモーション業務_報告書
- ・令和6年度国立公園におけるネイチャーポジティブツーリズム調査検討業務_報告書

(3) 現地におけるガイド事業者及び有識者等へのヒアリング調査

①ガイド事業者へのヒアリング調査

上記(2)を踏まえ、観光資源の案内の現状を把握するため、ガイド事業者へ現地におけるヒアリング調査(1名あたり4時間程度計7回程度)を行う。ヒアリング対象者は、奄美市笠利、龍郷町、名瀬、住用、大和村、宇検村、瀬戸内町(以下、「7地域」という。)における各観光資源の案内に精通したガイド事業者を各1名程度選定し、環境省担当官の了解を得る。環境省の規定により謝金(大学准教授級、1回14,200円)を支払う。ヒアリング方法はガイド事業者を訪問し案内を受けながらのヒアリングとし2回程度の来島(1回あたり2泊3日想定)で実施することを想定する。

②有識者等へのヒアリング調査

上記(2)を踏まえ、7地域の自然環境に関連のある観光資源について、地域住民等の関わり(生活、文化、歴史)について把握するため、現地におけるヒアリング調査(1回2時間程度、13人程度)を行う。ヒアリング対象者は、7地域における文化・歴史・習慣に精通した有識者(7名程度、現地在住を想定)及び観光案内所職員等(6人程度)から選定し、環境省担当官の了解を得る。環境省の規定により有識者には、1回当たり大学准教授級14,200円の謝金を、観光案内所職員等には、1回当たり大学准教授級11,400円の謝金を支払う。①と合わせて2回程度の来島(1回あたり2泊3日想定)で実施することを想定するが、ヒアリング対象者及び環境省担当官の了解を得た場合にはオンライン等で実施することも妨げない。

(4) 奄美大島のストーリー(案)の作成

上記(2)及び(3)の結果を踏まえ、7地域において地域住民等の関わりによ

り観光資源が保全・利用されてきた個別具体的なエピソード等を含めたストーリー（案）（文章のみ、A4 20 ページ程度を想定）を作成する。また、個々のエピソード同士の共通点やつながりについても解説することにより、奄美大島全体で共通する観光資源の価値や、保全・利用の方針、インナーブランディングの推進に資する内容についても記載すること。

ストーリーのテーマは、「自然と歴史・文化・芸能」、「自然と生活」、「自然信仰」、「自然と食」などとし、来訪者がそれぞれのテーマに沿ったアクティビティを体験することにより、世界自然遺産の価値と人の暮らしとのつながりを感じることが出来るものとする。ストーリーの構成については、読み手に伝わりやすく、かつ、共感を得られやすい表現、構成となるよう工夫するとともに、「来訪者が得られる体験価値」についても記載すること。なお、構成や内容の作成については、環境省担当官と随時協議の上で進めていくこと。

作成にあたっては、記述内容の事実関係や表現の適切性等について、有識者（大学教授級）に監修を依頼することし、監修者の選定は、環境省担当官と協議の上、決定すること。

監修者に対しては、環境省の規定により謝金（1 時間あたり 7,100 円、監修に要する時間を 10 時間程度と想定）を支払うこと。国立公園ストーリーについての参考は以下のとおり。

・霧島錦江湾国立公園のストーリー

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/list/kirishimakinkowan/feature/story/>

（5）地域関係者との意見交換会の開催補助

上記（4）で取りまとめた奄美大島のストーリー（案）の内容について、地域関係者との意見交換会（ワークショップ形式）を、開催する（3 回程度、各 3 時間程度）。初回は、ストーリー（案）の意義や内容を理解いただき、機運を高めることを目的とした講演（1 時間程度）を含むこととし、インタープリテーションに関する専門家 1 名程度（等級 6～3 級、所在地全国を想定）を招聘すること。招聘する専門家については、環境省担当官と協議の上、決定すること。なお、被招聘者には謝金（14,200 円）及び旅費（「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じる）を支払うこと。（1 泊 2 日の行程想定）関係事業者 30 者程度及び行政関係者 5 者程度並びに請負者を含め 40 名程度の参加者を収容できる無料の会場を想定し、プロジェクター、マイク等必要な備品は環境省または市町村より貸与を想定している。

請負者は、日程調整、会場確保、会場準備、資料作成、資料印刷（20 頁程度）当日資料説明補助や進行、議事概要作成等の意見交換会の開催運営に必要な事務を行う。3 回程度の来島（1 回あたり 2 泊 3 日想定）で実施することを想定する。

意見交換会は対面を基本とするが、感染症等拡大の影響等によりやむを得ずオンライン等の方法に変更する場合であっても、その開催運営に係る各種費用は請負者が負担する。

また、参加者が本計画を作成する目的や重要性等について共通認識を持ち、目指すべき姿を踏まえて主体的に参画し活発な意見交換が行えるよう支援するものとし、インタープリテーションを熟知しインタープリテーション計画作成の経験を有する優れたファシリテーターを配置すること。

意見交換後は、結果を踏まえてストーリー（案）の修正を適宜行う。意見交換会に付随して構成員等から提供された個別の情報及び資料等については、必要に応じてストーリー（案）の内容に反映させるなど適切なフォローアップを行い、最終版の作成を行うこと。

（6）ストーリーブック作成

国立公園の保全・利用にかかわる地域関係者に向けたストーリーブックを作成する。ストーリーブックには、（4）及び（5）で作成したストーリーを記載するほか、既存文献を参考に、奄美群島国立公園の魅力、世界自然遺産地域となった奄美大島の自然史的・地理的特徴・生物多様性に関する解説、奄美群島の他の島とのつながりについても記載するものとする。また、本ストーリーブックは、島内の関係者におけるインナーブランディング推進に資する内容とすることに留意すること。なお、総ページ数は50ページ程度を想定している。

全体的なデザイン、構成としては、「雲仙インタープリテーション全体計画（一般社団法人雲仙観光局）」（unzen-dmo.com/wp-content/uploads/2024/10/雲仙_IP_全体計画_AI_web_用-.pdf）及び「東海自然歩道でつながる富士山麓インタープリテーション全体計画（富士五湖管理官事務所）」

（<https://www.env.go.jp/park/content/000305186.pdf>）などを参考に、各ページ、イラストや地図、写真などを使い、親しみやすく理解しやすくなるように工夫すること。なお、本ストーリーブックの使用対象者は（5）意見交換会対象者と同様の地域関係者を想定している。

使用する写真は、環境省担当官が提供するもの、あるいは第三者機関（行政、観光協会など）が無償で提供するものを想定している。第三者が著作権を有する写真の使用に当たっては、使用について許諾を得たうえで、提供者が指定するクレジットを表示すること。

作成に当たっては適時、環境省担当官の承認を得て行うこととし、構成や内容については環境省担当官と協議の上決定すること

ストーリーブックは、フルカラー、A4サイズ、50ページ程度で1000部印刷し、印刷体裁で整えたデータも納品する。紙質は上質紙A判コート90Kと同等とする。

（7）報告書の作成

上記（1）から（6）の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和8年3月19日（木） まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 6部（A4判 50頁程度）

ストーリーブック 1000部

電子媒体：ストーリーブック電子データ（IllustratorとPDF）、報告書の電子データ（WordとPDF）を収納したDVD-R 3枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理事務所
住用事務室

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

(6) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。